

平成九年法律第四十八号

日本私立学校振興・共済事業団法

目次

- 第一章 総則(第一条―第九条)
- 第二章 役員等(第十条―第二十二條)
- 第三章 業務(第二十三條―第二十八條)
- 第四章 財務及び会計(第二十九條―第四十一條)
- 第五章 監督(第四十二條―第四十四條)
- 第六章 雑則(第四十五條―第四十六條)
- 第七章 罰則(第四十七條―第四十九條)

第一章 総則

(設立の目的)

第一条 日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。)の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 私立学校 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する私立学校及び学校法人が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。附則第十三条において同じ。)をいう。
 - 二 学校法人 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。
 - 三 準学校法人 私立学校法第五十二条第五項の法人をいう。
 - 四 専修学校 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。
 - 五 各種学校 学校教育法第三百二十四条第一項に規定する各種学校をいう。
- 第三条** (法人格) 日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、文部科学大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 事業団の資本金は、附則第六条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第六条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 事業団でない者は、日本私立学校振興・共済事業団という名称を用いてはならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、事業団について準用する。

第九章 削除

第二章 役員等

(役員)

第十条 事業団に、役員として、理事長一人、理事九人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十一条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、事業団の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。

4 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができ。

5 監事は、事業団がこの法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、事業団の子法人(事業団がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるもの)をいう。以下同じ。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができ。

7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(理事長等への報告義務)

第十一条の二 監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をしておそれがあるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(役員の内命)

第十二条 理事長は、次に掲げる者のうちから、文部科学大臣が任命する。

一 事業団が行う業務に関して高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、事業団が行う業務を適正かつ効率的に運営することができる者

3 監事は、文部科学大臣が任命する。

2 文部科学大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じて、監事(理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。)の活用に努めなければならない。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。

5 理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員の内命)

第十三条 理事長及び理事の任期は、二年とする。ただし、補欠の理事長及び理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第三十二条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができ。

(役員の内命)

第十三条の二 事業団の役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする文部科学大臣の処分及び事業団が定める助成業務方法書、共済規程、共済運営規則その他の規則を遵守し、事業団のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の内命)

第十三条の三 事業団の役員(監事を除く。)は、事業団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(役員の内命)

第十四条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の内命)

第十五条 文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため事業団の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前二項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
(役員等の兼職禁止)

第十六条 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部科学大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
(代表権の制限)

第十七条 事業団と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。
(役員等の損害賠償責任)

第十八条 事業団に、運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2 審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項(共済業務(第二十三条第一項第六号から第九号まで、同条第二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。))又は交付業務(同条第四項の業務をいう。第二十五条第一項において同じ。)のみに係るものを除く。)について審議する。

3 審議会は、前項の事項に関し、理事長に対して意見を述べることができる。
4 審議会は、十人以内の委員で組織する。
5 委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の承認を受けて、理事長が任命する。

6 第十三条第一項及び第三項の規定は、委員について準用する。
7 委員の互選により会長として定められた者は、審議会の会務を総理する。
8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。
(共済運営委員会)

第十九条 共済業務の適正な運営を図るため、共済法の定めるところにより、事業団に共済運営委員会を置く。
(共済審査会)

第二十條 共済法第十四条第一項に規定する加入者の資格に関する決定等に対する不服を審査するため、共済法の定めるところにより、事業団に共済審査会を置く。
(職員任命)

第二十一条 事業団の職員は、理事長が任命する。
(他の役員及び職員についての依頼等の規制等)

第二十一条の二 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第五十条の四から第五十条の九までの規定は、事業団について準用する。この場合において、これらの規定中「中期目標管理法人」とあり、及び「当該中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」とあり、当該中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」とあり、当該中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」とあり、並びに同法第五十条の六第一号及び第二号中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第五十条の四第二項第四号中「第三十二条第一項」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十二条第一項」と、同号及び同項第五号並びに同法第五十条の八第三項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第五十条の四第二項第五号中「第三十五条第一項」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十五条第一項」と、同条第四項中「総務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第六項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と、「業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則」とあるのは「同法第二十五条第一項に規定する助成業務方法書、同法第二十四条に規定する共済規程、同法第二十五条第二項に規定する共済運営規則その他の規則」と読み替えるものとする。

第二十二条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第二十三条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。

二 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育(私立の専修学校及び各種学校の教育を含む。以下この項において同じ。)に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。

三 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、準学校法人その他の者に對し、その事業について助成金を交付すること。

四 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その配付を行うこと。
五 私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行うこと。

六 共済法第二十条第一項に規定する短期給付を行うこと。
七 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第三十二条に規定する保険給付を行うこと。
八 共済法第二十条第二項に規定する退職等年金給付を行うこと。
九 共済法第二十六条第一項に規定する福祉事業を行うこと。

十 第一号から第五号までの業務に附帯する業務を行うこと。
2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児間係事務費拠出金、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による納付金、感染症の予

防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金等、厚生年金保険法の規定による拠出金並びに国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務を行う。
事業団は、前二項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うことができる。
一 共済法第二十条第三項に規定する短期給付を行うこと。

二 共済法第二十六条第二項に規定する福祉事業を行うこと。
三 政令で定める災害により被害を受けた私立の専修学校又は各種学校(第一項第二号の業務の対象となるものを除く。)で政令で定めるものを設置する学校法人又は準学校法人に對し、同号に規定する資金を貸し付けること。

4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第十条に規定する減免費用(私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。)に充てるための資金(以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。)を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に對し、減免資金を交付する業務を行う。
5 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十五条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。
(共済規程)

第二十四条 事業団は、共済法の定めるところにより、共済業務に関する重要事項について、共済規程を定めなければならない。
(助成業務方法書及び共済運営規則)

第二十五条 事業団は、助成業務(第二十三条第一項第一号から第五号まで及び第十号並びに同条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。)(交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ。)の執行に関して必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。
2 事業団は、共済業務の執行に関して必要な事項を共済運営規則で定めなければならない。

2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児間係事務費拠出金、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による納付金、感染症の予

防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金等、厚生年金保険法の規定による拠出金並びに国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務を行う。
事業団は、前二項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うことができる。
一 共済法第二十条第三項に規定する短期給付を行うこと。

二 共済法第二十六条第二項に規定する福祉事業を行うこと。
三 政令で定める災害により被害を受けた私立の専修学校又は各種学校(第一項第二号の業務の対象となるものを除く。)で政令で定めるものを設置する学校法人又は準学校法人に對し、同号に規定する資金を貸し付けること。

4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第十条に規定する減免費用(私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。)に充てるための資金(以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。)を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に對し、減免資金を交付する業務を行う。
5 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十五条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。
(共済規程)

第二十四条 事業団は、共済法の定めるところにより、共済業務に関する重要事項について、共済規程を定めなければならない。
(助成業務方法書及び共済運営規則)

第二十五条 事業団は、助成業務(第二十三条第一項第一号から第五号まで及び第十号並びに同条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。)(交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ。)の執行に関して必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。
2 事業団は、共済業務の執行に関して必要な事項を共済運営規則で定めなければならない。

2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児間係事務費拠出金、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による納付金、感染症の予

3 事業団は、助成業務方法書又は共済運営規則を変更しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

4 助成業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 助成業務の方法
- 二 理事長及び理事の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他事業団の助成業務の適正を確保するための体制
- 三 その他文部科学省令で定める事項

5 前項の規定は、共済運営規則について準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「助成業務」とあるのは、「共済業務」と読み替えるものとする。

6 事業団は、第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、その助成業務方法書を公表しなければならない。

(評価等の指針の策定、中期目標、中期計画、年度計画及び評価等)

第二十六条 事業団の助成業務については、独立行政法人通則法第十二条の二第二項、第二十八条の二、第二十八条の四、第二十九条、第三十条(第二項第七号を除く。)、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の二の規定を準用する。この場合において、同法第十二条の二第二項中「前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号の規定により」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第二十八条の二第二項の規定により総務大臣に意見を述べたとき、又は同法第二十六条において準用する第二十九条第三項、第三十二条第五項若しくは第三十五条第三項の規定により文部科学大臣」と、同法第二十八条の二第一項中「第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに」とあるのは、「の策定及び」と、同項及び同条第三項中「第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項」とあるのは、「第三十二條第一項」と、同条第一項及び第三項並びに同法第二十九条第一項、第二項第一号及び第三項、第三十条第一項及び第三項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項、第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項、第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第七十八条第一項、第七十九条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項、第八十三条第一項、第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項、第八十九条第一項、第九十条第一項、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項、第九十九条第一項、第一百条第一項」とときは、総合科学技術・イノベーション

会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに」とあるのは、「ときは」と、同条第三項中「中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標」とあるのは、「中期目標」と、同法第二十八条の四中「独立行政法人」とあり、同法第二十九条第一項、第三十条第一項及び第四項、第三十一条第一項、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条第四項中「中期目標管理法」とあり、並びに同法第二十九条第三十五条第一項中「当該中期目標管理法」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十八条の四中「第三十二条第一項、第三十五条の六第一項若しくは第二項又は第三十五条の十一第一項若しくは第二項」とあるのは、「第三十二条第一項」と、「年度計画、第三十五条の五第一項の中長期計画及び第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画」とあるのは、「年度計画」と、同法第三十条第一項及び第二項第八号、第三十一条第一項並びに第三十二条第二項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第三十条第二項第五号中「不要財産又は」とあるのは「不要財産(日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する第八條第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）」又は」と、同法第三十五条第一項中「の継続又は組織の存続の必要性」とあるのは「を継続させる必要性、組織の在り方」と、「業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団に關し」と読み替えるものとする。

第二十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十條第一項及び第二項、第十七條第一項、第十八條第一項及び第二項、第十九條から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第二十三条第一項第一号及び第四項の規定により事業団が交付する補助金及び減免資金について準用する。この場合において、同法第十條第一項及び第二項、第十八條第一項及び第二項、第十九條第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中

「各省各庁の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十七條第一項中「各省各庁の長は」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、「各省各庁の長の処分」とあるのは「私立学校法第四條に規定する所轄庁の処分」と、同法第十九條第一項及び第二項中「国」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるものとする。

(貸付業務の委託)

第二十八条 事業団は、文部科学大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十三条第一項第二号の業務の一部を委託することができる。

2 事業団は、前項の規定により銀行その他の金融機関に業務の一部を委託しようとするときは、その金融機関に対し、当該委託業務に関する準則を示さなければならない。

第四章 財務及び会計

第二十九条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第三十条 事業団は、毎事業年度、共済業務に係る事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十一条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表等)

第三十二条 事業団は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに文部科学省令で定めるところにより作成した当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書(以下「業務報告書等」という。)並びに監査報告書及び会計監査報告書を添付して、決算完了後二月以内(第三十三条第一項第一号の經理に係るものにあつては、一月以内)に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び業務報告書等に監査報告書及び会計監査報告書を添付して、決算完了後遅滞なく、これを審議会及び共済運営委員会に提出しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び業務報告書等並びに監査報告書及び会計監査報告書を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 事業団は、第一項の附属明細書その他文部科学省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 二 電子公告(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて文部科学省令で定めるもの)をとる公告の方法をいう。次項において同じ。

5 事業団が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の文部科学省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十二条の二 独立行政法人通則法第三十九条から第四十三条までの規定は、事業団について準用する。この場合において、同法第三十九条第一項中「独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「財務諸表」とあるのは「財務諸表(日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項に規定する財務諸表をいう。第四十一条第三項第一号において同じ。）」と、「事業報告書」とあるのは「業務報告書」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「会計監査報告」とあるのは「会計監査報告書」と、同条第二項第二号中「総務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「子法人」とあるのは「子法人(日本私立学校振興・共済事業団法第十一条第六項に規定する子法人をいう。以下同じ。）」と、同法第三十九条の二第一項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と、同法第四十条及

が第四十三条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第四十二条中「財務諸表承認日」とあるのは「財務諸表承認日（日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。）と読み替えるものとする。」

第三十三条 事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 助成業務に係る経理

二 第二十三条第一項第六号の業務、同条第二項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支学金等及び出産育児関係事務費拠出金、介護保険法の規定による納付金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

三 第二十三条第一項第七号の業務並びに同条第二項に規定する厚生年金保険法の規定による拠出金及び国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

四 第二十三条第一項第八号の業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

五 第二十三条第一項第九号及び同条第三項第二号の業務に係る経理

六 第二号から第四号までに掲げる業務に係る事務に係る経理

2 附則第六条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び第五条第二項の規定により政府が出資する金額に係る経理は、前項第一号の経理に係る勘定において行うものとする。

（企業会計原則）

第三十四条 事業団の会計は、文部科学省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

第三十五条 事業団は、第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるとき

きは、その残余の額のうち、翌事業年度において第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 前二項の規定は、第三十三条第一項第二号から第六号までの経理に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「その残余の額のうち、翌事業年度において第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額」とあるのは、「その残余の額」と読み替えるものとする。

4 第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定における利益金の計算の方法に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（積立金の処分）

第三十六条 事業団は、第二十六条において準用する独立行政法通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、助成業務の運営の健全性を勘案して文部科学省令で定める額を超える額の積立金がある場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（借入金及び私学振興債券）

第三十七条 事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、第二十六条において準用する独立行政法通則法第三十条に規定する中期計画で定める同条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして文部科学大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部科学大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は私学振興債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

5 事業団は、共済業務に必要な費用に充てるため、短期借入金及び長期借入金をしてはならない。ただし、私立学校教職員の福利厚生を図るため必要な場合において、文部科学大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

6 第二項及び第三項の規定は、前項ただし書の規定による短期借入金について準用する。

7 第四項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

8 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

9 事業団は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

10 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

11 第四項及び第七項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第三十八条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（不要財産に係る国庫納付等）

第三十八条の二 独立行政法通則法第八條第三項及び第四十六條の二の規定は、事業団について準用する。この場合において、同項中「重要な財産」とあるのは、「重要な財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定に属するものに限る。）」と、「主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。）」と、

「原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。」とあるのは「文部科学省令」と、「業務を」とあるのは「同法第二十五条第一項

に規定する助成業務を」と、「第四十六條の二又は第四十六條の三」とあるのは「第四十六條の二」と、同条第一項から第四項までの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第一項ただし書及び第二項ただし書中「中期目標管理法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「中期計画」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十条第一項に規定する中期計画」と、「第三十条第二項第五号」とあるのは「同条第二項第五号」と、「国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画」とあるのは「であつて、その計画」と読み替えるものとする。

（余裕金の運用）

第三十九条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

2 事業団は、前項の規定にかかわらず、政令で定める方法により、第三十三条第一項第二号から第五号までの経理に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。

（役員の報酬及び職員との給与等）

第四十条 独立行政法通則法第五十条の二の規定は、事業団の役員報酬及び退職手当について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「中期目標管理法」とあり、並びに同条第三項中「当該中期目標管理法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第二項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるものとする。

2 独立行政法通則法第五十条の十の規定は、事業団の職員の給与及び退職手当について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「中期目標管理法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同項中「主務大臣」とあるのは「同法第二十五条第一項

に規定する助成業務を」と、「第四十六條の二又は第四十六條の三」とあるのは「第四十六條の二」と、同条第一項から第四項までの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第一項ただし書及び第二項ただし書中「中期目標管理法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「中期計画」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十条第一項に規定する中期計画」と、「第三十条第二項第五号」とあるのは「同条第二項第五号」と、「国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画」とあるのは「であつて、その計画」と読み替えるものとする。

（余剰金の運用）

第三十九条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

「臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第三項中「一般職の職員」とあるのは「昭和三十二年法律第九十五号」の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとするように」と読み替えるものとする。

（文部科学省令への委任）

第四十一条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第五章 監督

（監督）

第四十二条 事業団が行う業務のうち共済業務に關しては、文部科学大臣が事業団を監督する。
2 文部科学大臣は、この法律又は共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に對して、その業務（共済業務に限る。）に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

（報告及び検査）

第四十三条 文部科学大臣は、この法律又は共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に對してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
4 厚生労働大臣は、事業団に對し、随時、共済業務及びこれに係る資産の状況について報告をさせることができる。

（違法行為等の是正）
第四十四条 独立行政法人通則法第三十五条の三の規定は、事業団又はその役員若しくは職員が助成業務に係る行為について準用する。この場合において、同条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「中期目標管理法人」とあるのは「当該中期目標管理法人」とあり、及び「日本私立学校振興・共済事業団」と、「この法

律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

（解散）

第四十五条 事業団の解散については、別に法律で定める。

（財務大臣との協議）

第四十六条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十七条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項若しくは第九項、第三十八項又は第三十八条の二において準用する同法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の規定による認可（第三十条の規定による認可にあつては第三十三条第一項第三号又は第六号の經理に係るもの）に限り、第三十八条の規定による認可にあつては第三十三條第一項第一号の經理に係るものに限る。）をしようとするとき。

二 第三十五条第四項、第三十六条第一項又は第四十一条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。
三 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
四 第三十二条第一項の規定による承認（第三十三条第一項第三号又は第六号の經理に係るものに限る。）をしようとするとき。
五 第三十九条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

第四十七条 第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 この法律により文部科学大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
四 第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

五 第十一条第四項若しくは第五項又は第三十二条の二において準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。
六 第二十一条の二において準用する独立行政法人通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第二十三条第一項から第四項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。
八 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第三項又は第三十二条第六項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

九 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十二条第二項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

十 第三十二条第一号の經理に係る財務諸表、業務報告書等、監査報告書又は会計監査報告書を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。
十一 第三十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十二 第四十二条第二項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。
十三 第四十四条において準用する独立行政法人通則法第三十五条の三の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

2 事業団の子法人の役員が第十一条第六項又は第三十二条の二において準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

第四十九条 第七條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 文部大臣は、事業団の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、次項及び第四項に規定する事務その他の事業団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、あらかじめ附則第六条第一項の規定による解散前の日本私学振興財団の運営審議会の意見を聴いて、助成業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

3 文部大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、あらかじめ附則第五条第一項の規定による解散前の私立学校教職員共済組合の運営審議会の意見を聴いて、共済規程及び共済運営規則を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

5 第二項の規定により作成された助成業務方法書並びに前項の規定により作成された共済規程及び共済運営規則は、事業団の成立の時に對して、それぞれ、事業団の助成業務方法書並びに共済規程及び共済運営規則となるものとする。

6 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を文部大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 事業団は、前条第六項の規定による届出があつたときは、平成十年一月一日に成立する。

（私立学校教職員共済組合の解散等）
第五条 私立学校教職員共済組合は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 私立学校教職員共済組合の平成九年四月一日に始まる事業年度は、私立学校教職員共済組合の解散の日の前日に終わるものとする。

3 私立学校教職員共済組合の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により私立学校教職員共済組合が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第六条 (日本私学振興財団の解散等)

日本私学振興財団は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。
2 日本私学振興財団の平成九年四月一日に始まる事業年度は、日本私学振興財団の解散の日の前日に終わるものとする。
3 日本私学振興財団の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により事業団が日本私学振興財団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における日本私学振興財団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。
5 第一項の規定により日本私学振興財団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第七條 附則第五条第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

2 附則第五条第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。
3 附則第五条第一項の規定により事業団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において私立学校教職員共済組合が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(職員の身分の取扱)

第八條 事業団は、附則第五条第一項の規定により解散する私立学校教職員共済組合及び附則第六條第一項の規定により解散する日本私学振興

財団の職員が引き続き事業団の職員としての身分を取得するように措置しなければならない。(名称の使用制限等に関する経過措置)

第九條

この法律の施行の際現に日本私立学校振興・共済事業団という名称を使用している者については、第七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
第十條 事業団の最初の事業年度は、第二十七條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成十年三月三十一日に終わるものとする。
第十一條 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十八條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

第十二條 事業団は、第三十三條第一項第一号の經理に係る勘定において第三十五條第一項に規定する残余を生じたときは、第三十三條第一項の規定にかかわらず、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)附則第七項に規定する費用等で政令で定めるものに充てるため、その残余の額の一部を第三十三條第一項第三号の經理に係る勘定に繰り入れることができる。この場合において、第三十五條第一項中「第二十三條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額」とあるのは、「第二十三條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額及び第三十三條第一項第三号の經理に係る勘定に繰り入れられる額」とする。

第十三條 この法律(第二十三條第一項第一号及び第四項を除く。)において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六條の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の幼稚園並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)以下この条において「認定こども園法(一部改正法)」という。附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者(学校法人を除く。以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。)によつて設置された当該みなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法(一部改正法)附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園(以下この条において「特例設置幼保連携型認定こども園」とい

う。)を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六條の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者並びに学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び特例設置幼保連携型認定こども園の設置者を含むものとする。(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による病床転換支援金等の納付が行われる場合における事業団の業務の特例)

第十三條の二 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三條第二項及び第三十三條第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「及び出産育児関係事務費拠出金」とあるのは、「、出産育児関係事務費拠出金及び病床転換支援金等」とする。

第十五條 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)は、廃止する。

第十六條 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本私学振興財団法(第十一條、第十二條、第十七條及び第十八條を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。(罰則に関する経過措置)

第七十四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第七十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成九年六月二四日法律第一〇三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二十五條の規定 平成十年一月一日
附則 (平成九年二月二七日法律第一二四号) 抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附則 (平成一〇年三月三十一日法律第二七号) 抄
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二條 前条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法附則第七條第三項の規定は、平成十年度以後の年度分の土地に對して課する特別土地保有税について適用し、平成九年度分までの土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

附則 (平成一二年二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五條(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第九百九十五條、第九百九十六條、第九百九十七條、第九百九十八條、第九百九十九條、第一千三百二十四條、第一千三百二十五條、第一千三百二十六條、第一千三百二十七條、第一千三百二十八條、第一千三百二十九條、第一千三百三十條、第一千三百三十一條、第一千三百三十二條、第一千三百三十三條、第一千三百三十四條、第一千三百三十五條、第一千三百三十六條、第一千三百三十七條、第一千三百三十八條、第一千三百三十九條、第一千三百四十條の規定 公布の日
附則 (平成一四年二月二三日法律第一五七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。(役員に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において理事である者のうち理事長が指定する三人については、その任期は、この法律による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法第十二條第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 この法律の施行の際現に理事長又は理事である者は、その際この法律による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法(以下「新法」という。)第十一條第一項又は第三項の規定により理事長又は理事として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる理事長又は理事の任期は、新法第十三條第一

項の規定にかかわらず、この法律の施行の際に
おけるその者の理事長又は理事としての残任期
間と同一の期間とする。

(最初の年度計画に関する経過措置)

第三条 新法第二十六条において準用する独立行政
法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第三
十一条第一項の規定により日本私立学校振興・
共済事業団が最初に定める年度計画に係る同項
の規定の適用については、同項中「毎事業年度
の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあ
るのは、「平成十五年十月一日以後最初の中期
計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞
なく、その」とする。

(施行のために必要な準備)

第四条 文部科学大臣は、最初の中期目標(新法
第二十六条において準用する独立行政法人通則
法第二十九条第一項の規定する中期目標をい
う。)の策定及び次項の規定により準備された
最初の中期計画(新法第二十六条において準用
する独立行政法人通則法第三十条第一項に規定
する中期計画をいう。次項において同じ。)に
係る認可のために必要な準備として、施行日前
においても文部科学省の独立行政法人評価委員
会の意見を聴くこと及び財務大臣との協議を行
うことができる。

2 日本私立学校振興・共済事業団は、施行日前
においても、最初の中期計画の作成の準備を行
うことができる。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一六年一月二三日法律第一
五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日(以
下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)

第二百一十一条 この法律の施行前のそれぞれの法
律(これに基づく命令を含む。以下この条にお
いて同じ。)の規定によつてした処分、手続そ
の他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律
の規定に相当の規定があるものは、この附則に
別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞ
れの法律の相当の規定によつてしたものとな
す。

(罰則に関する経過措置)

第二百二十二条 この法律の施行前にした行為並び
にこの附則の規定によりなお従前の例によるこ

ととされる場合及びこの附則の規定によりな
おその効力を有することとされる場合におけるこ
の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用
については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令
で定める。

附則 (平成一七年七月二六日法律第八
七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行す
る。

附則 (平成一七年一〇月二二日法律第
一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日か
ら施行する。

(無尽業法等の一部改正に伴う経過措置)

第五十八条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第
二十条、第二十二條、第二十四條、第二十八
条、第三十九條、第四十三條、第八十八條、第
百八条及び第百十一條の規定による改正後の次
に掲げる法律の規定の適用については、銀行へ
の預金とみなす。

一から十三まで、略

十四 日本私立学校振興・共済事業団法第三十
九条第一項第二号

(罰則に関する経過措置)

第一百七十七条 この法律の施行前にした行為、この
附則の規定によりなお従前の例によることとさ
れる場合におけるこの法律の施行後にした行
為、この法律の施行後附則第九條第一項の規定
によりなおその効力を有するものとされる旧郵
便為替法第三十八條の八(第二号及び第三号に
係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、
この法律の施行後附則第十三條第一項の規定に
よりなおその効力を有するものとされる旧郵便
振替法第七十條(第二号及び第三号に係る部分
に限る。)の規定の失効前にした行為、この法
律の施行後附則第二十七條第一項の規定により
なおその効力を有するものとされる旧郵便振替
預り金寄附委託法第八條(第二号に係る部分に
限る。)の規定の失効前にした行為、この法律
の施行後附則第三十九條第二項の規定によりな
おその効力を有するものとされる旧公社法第七
十條(第二号に係る部分に限る。)の規定の失
効前にした行為、この法律の施行後附則第四十

二条第一項の規定によりなおその効力を有する
ものとされる旧公社法第七十一條及び第七十二
條(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失
効前にした行為並びに附則第二條第二項の規定
の適用がある場合における郵政民営化法第百四
條に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にし
た行為に対する罰則の適用については、なお従
前の例による。

附則 (平成一八年六月二日法律第五〇
号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の
日から施行する。

附則 (平成一八年六月二日法律第八
〇号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。

附則 (平成一八年六月二日法律第八
三三号) 抄

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ
れぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十條並びに附則第四條、第三十三條から
第三十六條まで、第五十二條第一項及び第二
項、第六十五條、第二百二十四條並びに第百三十
一條から第百三十三條までの規定 公布の日
二及び三、略

四 第三條、第七條、第十三條、第十六條、第
十九條及び第二十四條並びに附則第二條第二
項、第三十七條から第三十九條まで、第四十
一條、第四十二條、第四十四條、第五十七
條、第六十六條、第七十五條、第七十六條、
第七十八條、第七十九條、第八十一條、第八
十四條、第八十五條、第八十七條、第八十九
條、第九十三條から第九十五條まで、第九十
七條から第百條まで、第百三條、第百九條、
第百十四條、第百十七條、第百二十條、第百
二十三條、第百二十六條、第百二十八條及び
第百三十條の規定 平成二十年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第三百三十一条 この法律(附則第一條各号に掲げ
る規定については、当該各規定。以下同じ。)の
施行前にした行為、この附則の規定によりな
お従前の例によることとされる場合及びこの附
則の規定によりなおその効力を有することとさ
れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によ
りなおその効力を有するものとされる同項に規
定する法律の規定の失効前にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第三百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれ
ぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下こ
の条において同じ。)の規定によつてした処分、
手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれ
の法律の規定に相当の規定があるものは、この
附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の
それぞれの法律の相当の規定によつてしたもの
とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律
の規定により届出その他の手続をしなければな
らない事項で、この法律の施行の日前にその手
続がされていないものについては、この法律及
びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを
除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相
当の規定により手続がされていないものとみな
して、改正後のそれぞれの法律の規定を適用す
る。

第三百三十三条 附則第三條から前条までに規定す
るもののほか、この法律の施行に伴い必要な経
過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年六月二七日法律第九
六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則 (平成二二年五月二八日法律第三
七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日(以
下「施行日」という。)から施行する。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正
に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に前条の規定によ
る改正前の日本私立学校振興・共済事業団法第
二十六條において準用するこの法律による改正
前の独立行政法人通則法第三十條第一項の規定
による認可を受けている中期計画については、
前条の規定による改正後の日本私立学校振興・
共済事業団法第二十六條において準用する新法

第三十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に日本私立学校振興・共済事業団が行った財産の譲渡であつて、施行日において前条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する新法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡に相当するものとして文部科学大臣が定めるものは、施行日においてされた同条第二項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第六項までの規定を適用することとなる。同条第二項中「納付すること」が「できる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）
第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年六月二日法律第七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（第二十八条の十二第一項若しくは一を削る部分に限る。）に限る。）
- 二 第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条及び第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

（検討）
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）
第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十三年六月二日法律第七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第五十九条及び第六十条の規定 公布の日（日本私立学校振興・共済事業団の業務等に関する経過措置）
- 二 第八十一条 第五条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法（以下この条において「改正後事業団法」という。）の規定の適用については、当分の間、改正後事業団法第二十三条第一項第七号中「保険給付」とあるのは、「保険給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十八条第三項及び第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正前の共済法第二十条第二項に規定する長期給付」とする。

（保険料率の改定）
第八十五条 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下この条において「第四号厚生年金被保険者」という。）の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年三月までの月分	千分の百四十
平成二十八年四月から平成二十九年三月までの月分	千分の百四十
平成二十九年四月から平成三十年三月までの月分	千分の百五十
平成三十年四月から平成三十一年三月までの月分	千分の百五十
平成三十一年四月から令和二年三月までの月分	千分の百五十
令和二年四月から令和三年三月までの月分	千分の百六十
令和三年四月から令和四年三月までの月分	千分の百六十
令和四年四月から令和五年三月までの月分	千分の百六十
令和五年四月から令和六年三月までの月分	千分の百七十
令和六年四月から令和七年三月までの月分	千分の百七十
令和七年四月から令和八年三月までの月分	千分の百七十
令和八年四月から令和九年三月までの月分	千分の百八十

平成二十七年十月から令和九年三月までの月分	千分の百四十
平成二十八年四月から令和十年三月までの月分	千分の百四十
平成二十九年四月から令和十年三月までの月分	千分の百五十
平成三十年四月から令和十一年三月までの月分	千分の百五十
平成三十一年四月から令和十二年三月までの月分	千分の百五十
令和十二年四月から令和十三年三月までの月分	千分の百六十
令和十三年四月から令和十四年三月までの月分	千分の百六十
令和十四年四月から令和十五年三月までの月分	千分の百六十
令和十五年四月から令和十六年三月までの月分	千分の百七十
令和十六年四月から令和十七年三月までの月分	千分の百七十
令和十七年四月から令和十八年三月までの月分	千分の百七十
令和十八年四月から令和十九年三月までの月分	千分の百八十

定を適用するとした場合における保険料の総額と前項の規定による保険料の総額との差額に相当する金額については、文部科学省令で定めるところにより、実施機関積立金（改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて、日本私立学校振興・共済事業団に係るものをいう。）以外の積立金の一部をもつて充てるものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）
第六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十四年八月二日法律第六号）抄
七号）抄
この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日
附則（平成二十四年一月二六日法律第九八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十六年六月一三日法律第六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正に伴う経過措置）
第十六条 第七十二条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法（以下この条において「新事業団法」という。）第十一条第三項、第四項、第六項及び第七項、第十一条の二並びに第十三条の三並びに新事業団法第三十二条の二において準用する新通則法第三十九条第一項から第四項まで及び第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

2 この法律の施行の際現に日本私立学校振興・共済事業団（以下この条において「事業団」という。）の監事である者の任期（補欠の事業団の監事の任期を含む。）については、新事業団法第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に文部科学大臣が第七十二条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（次項において「旧事業団法」という。）第二十六条において準用する旧通則法第二十九条第一項の規定により事業団に指示している同項の中期目標は、文部科学大臣が新事業団法第二十六条において準用する新通則法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなす。

4 この法律の施行の際現に事業団が旧事業団法第二十六条において準用する旧通則法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画は、新事業団法第二十六条において準用する新通則法第三十条第一項の規定により認可を受けた同項の中期計画とみなす。

5 施行日を含む事業年度に係る新事業団法第二十六条において準用する新通則法第三十一条第一項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第十六条第四項の規定により日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十条第一項の規定による認可を受けたとみなされる」とする。

6 新事業団法第二十六条において準用する新通則法第三十二条の規定は、事業団の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなされた行為を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）
第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附則（令和元年五月一七法律第八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第百条の十第一項の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同法附則第二十三条の二第一項の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公務的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため

の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定公布の日

（政令への委任）
第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和四年二月九日法律第九六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の五、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に關する法律第百二十一条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の

四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定 公布の日
（政令への委任）
第四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和五年五月八日法律第二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

附則（令和五年五月一九日法律第三一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

（国民健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）
第五条
4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十条第一項の規定により支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一条の規定による改正前の健康保険法附則第四条の三の規定、第二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の船員保険法附則第七条の規定、第六号の規定（附則第一条第一号、第四号及び第六号に掲げる改正規定を除く。第六項において同じ。）による改正前の高齢者の医療の確保に關する法律（次項及び第六項において「旧高確法」という。）附則第十三条第二項の規定、附則第十九条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の私立学校教職員共済法附則第二十五項の規定、附則第二十条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員共済組合法附則第十一条の三の規定、附則第二十一条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法附則第四十条の三の二の規定及び附則第二十二條の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用

（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の

に關し必要な技術的読替えその他これらの規定に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則（令和六年六月二二日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

イ 略

ロ 第二条、第三条、第八条、第十四条及び

第十五条の規定

（罰則に関する経過措置）

第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に關する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。